

日本臨床歯科補綴学会会則

(令和 8 年 4 月 1 日改正施行)

第1章 総 則

[名称]

第 1 条 本会は、日本臨床歯科補綴学会 : Japan Clinical Prosthodontic Society (JCPDS) と称す。

[目的]

第 2 条 本会は、歯科治療に必要な顎口腔系の基本的重要事項を学んで歯科医学の進歩発展を図り、歯科補綴臨床をはじめとする歯科治療の質を向上させて国民の健康に寄与することを目的とする。

[事務局]

第 3 条 本会の事務局は、日本臨床歯科補綴学会内に置く。

第2章 会 員

[会員]

第 4 条 本会は、以下の会員と特別会員をもって組織する。

本会会員は、本会の趣旨に賛同し、本会会員 2 名の推薦を受け、役員会が本会会員として承認した歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士とする。

2. 特別会員は、上記以外で、本会の特別会員として役員会の議を経て承認された者とする。

[退会及び除名]

第 5 条 会員が本会の名誉を著しく損ねたときは、役員会の議を経て、これを除名することができる。

2. 本人の申し出をもって、退会とする。

3、退会の申し出がないまま、2年度連続して年会費を滞納した会員は休会扱いとする。

4、退会、休会、復会に関しては、別に定める

第3章 代議員

〔代議員〕

第6条 本会に、会員の中から選出された代議員を置き、上限を50名までとする。

2、本会の代議員は、別に定める規程により選出される。

3、代議員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

第4章 役員

〔役員〕

第7条 本会には、次の役員をおき、役員会を構成する。

- ・理事長 1名
- ・副理事長 4名
- ・理事 若干名
- ・監事 2名

〔役員の職務〕

第8条 役員の職務は、次の通りとする。

2. 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が職務を遂行できない場合、その職務を代行する。
4. 理事は、理事長の旨を受け、会務を分担執行する。
5. 監事は、会計及びその他の会務を監査し、これを総会で報告する。

〔役員の選出〕

第9条 役員は、会員の中から選出する。なお、選出方法は、次の通りとする。

2. 理事長は、役員会の推薦を受け、総会において承認を得る。
3. 副理事長を含む他の役員は、理事長がこれを任命する。

[役員任期]

第10条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

第5章 会 議

[会議]

第11条 会議は、総会および役員会とする。

[総会]

第12条 総会は、代議員をもって構成し、代議員は総会において各1個の議決権を有する。

- 2、総会は、定例総会および臨時総会とする。
- 3、総会は年1回、役員会は必要に応じて開催する。
- 4、総会において承認を求めるべき事項は、次の通りとする。
 - 1) 事業計画に関する件
 - 2) 予算および決算に関する件
 - 3) 会員および役員に関する件
 - 4) 会則の変更および改正に関する件
 - 5) 会費の改定に関する件
 - 6) その他必要な事項

[臨時総会]

第13条 臨時総会は、理事長が必要と認めた時、あるいは会員の過半数がその開催を要請した時、これを招集する。

[総会の決議]

第14条 総会における決議および承認は、総会出席者の過半数の賛成をもってこれを決する。

[役員会]

第15条 役員会は、理事長が随時招集する。

第6章 事 業

[事業]

第16条 本会は、第2条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 総会、理事会の開催
2. 学術講演会、研究会の開催
3. 会誌・会報および会員名簿の作成
4. 活動状況の報告
5. 日本臨床歯科補綴研修会との連携
6. その他、本会の目的達成のために必要な事業

第7章 会 計

[経費]

第17条 本会の経費は入会金、年会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

[入金及び年会費]

第18条 入会金は5,000円、年会費は10,000円とする。
また、本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第19条 特別会員の入会金および年会費はこれを免除する。

[会費額の改定]

第20条 本会の入会金および年会費の改定は、役員会の議を経たうえで総会承認を得て決する。

[臨時会費]

第21条 臨時会費は役員会の承認を得て徴収することができるものとする。

第8章 会則の改定

第22条 本会則の改定は、総会の決議を得なければならない。

第9章 雑 則

[附則]

- 第23条 本会会則は、平成11年4月1日に規定し、同日より施行。
- 第24条 本会会則は、平成16年3月27日に一部改定し、同日より施行。
- 第25条 本会会則は、平成29年4月1日に一部改定し、同日より施行。
- 第26条 本会会則は、令和2年4月1日に一部改定し、同日より施行
- 第27条 本会会則は、令和5年8月5日に一部改定し、同日より施行
- 第28条 本会会則は、令和8年4月1日に一部改定し、同日より施行
- 第29条 本会会則は、令和8年7月24日に一部改定し、令和9年4月1日より施行